

ペット霊園事業に係る紛争等事例

	場 所	内 容	結 果
1	東京都板橋区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都板橋区のペット霊園が運営する動物の火葬炉をめぐる、「炉から出る有害物質で健康被害を受ける」などとして周辺住民が炉の使用差し止めを求めた仮処分を申請（平成21年）。 ○ 東京地裁は住民側の申し立てを認めて使用禁止を決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者側が火葬炉を廃止し、和解成立
2	埼玉県飯能市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 埼玉県飯能市の山林で、ペットとみられる犬など約100匹の死体が捨てられているのが見つかった（平成22年）。 ○ 当該事業者は依頼主から料金を徴収し、預かった死体を火葬せず、繰り返し山林に不法投棄していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理法違反（不法投棄）で逮捕 ○ 懲役2年6月・執行猶予4年、罰金50万円の判決（納付済み）
3	滋賀県野洲市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 滋賀県野洲市のペット火葬業者が、付近住民から火葬炉から悪臭や煙により健康被害を受けていると、ペット火葬炉の使用禁止の仮申立を大津地方裁判所に申請され、「ペット火葬炉使用禁止仮処分命令申立」を提起された（平成24年）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火葬炉メーカーが、有害物質の排出について測定を行い、火葬炉からは健康に影響を及ぼすような物質の排出はないことを明らかにした書類を提出 ○ 近隣住民は申請を取り下げた。
4	京都市山科区	<ul style="list-style-type: none"> ○ ペット霊園の建設計画が持ち上がり、近隣住民が反対（平成24年）。 ○ 開設場所が風致地区内だったため、市が業者に住民説明を求めるなど一定の指導をしたが、風致地区条例の要件を満たしており、平成24年11月に現状変更行為の許可を付与した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在まで、事業者と住民による協議継続 ○ 京都府公害審査会へ公害調停申請予定